

うきは市農業委員会第12回総会議事録

[開催日時] 令和4年2月10日(木) 午後1時30分から

[開催場所] りり色ふるさと館 2階 研修室4・5

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定変更)について
議案第7号 非農地判断(非農地証明願)について
議案第8号 非農地判断(荒廃農地の非農地判断)について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第2号 公共事業に関する農地の一時利用届について
報告第3号 農業用施設設置に伴う農地利用届について
報告第4号 土地改良届について
報告第5号 耕作名義人変更届について

(出席委員)

会 長	16番	佐々木 芳幸			
職務代理者	15番	中村 稔			
委 員	1番	樋口 健次	8番	高浪 眞次	
	2番	佐々木 光則	9番	樋口 美智子	
	3番	後藤 一善	10番	家永 学	
	4番	園田 忠行	11番	尾花 里美	
	5番	森 和正	12番	堀江 清成	
	6番	内山 良江	13番	佐藤 和弘	
	7番	後藤 義道	14番	日野 吉光	

(農業委員会事務局職員)

事務局長 石井 太 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

局長 只今より第12回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は9番委員と10番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第1号-1上程)

事務局 (議案第1号-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 近隣の関係者ともしっかりと協議されているとの事でしたので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

14番 先程の説明の通りです。周囲への説明も済んでいるとの事で、問題ないかと思ひます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第1号-2を議題とします。関係者の5番委員は一時退室を願ひます。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第1号-2上程)

事務局 (議案第1号-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 特に問題なしとの結論にいたっております。皆様のご審議をお願いいたします。

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

9番 転用してできた残地につきましては引き続き農地として利用するとの事でした。その他につきましても特に問題ないと思ひますので、皆様のご審議をお願い致します。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第1号-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

(5番委員再入室)

議長 続きまして議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第2号-1上程)

事務局 (議案第2号-1説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地に隣接する宅地部分と一体利用という事での自己用住宅の転用申請です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

9番 申請地は現在何も作付けされていない農地で、新たに新築される自己用住宅の一部となる為の申請です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第2号-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第2号-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第2号-2上程)

事務局 (議案第2号-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 こちらの案件は始末書付きの申請になります。周囲は宅地に囲まれているような農地であることから、やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。

16番 申請地は自分の敷地内を通らないと入れない場所でもあることから、やむを得ないかと思われま。皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 採決に入ります。議案第2号-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案第2号-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 (議案第2号-3上程)

事務局 (議案第2号-3説明・朗読)

議長 こちらの案件は分科会長と担当委員が同一のため、一括して説明をお願いします。

分科会長 申請地は車で入ることができず、徒歩でないと辿り着かないような農地です。これまできちんと管理されておりましたが、進入路や日照の条件が悪く

今回の転用申請に至っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

13番 植林転用の場合、どのタイミングをもって山林に地目変更となるのですか？
事務局 ある程度、木が大きくなる必要があるため、基本的に植林から三年後に地目変更登記をしていただくようにご案内しております。

13番 植林転用と植木農園の違いはなんですか？
事務局 肥培管理をして苗木を育てるのか、山として管理していくのかという今後の利用計画次第で変わってきます。

(質疑なし)

議長 採決に入ります。議案第2号-3に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。議案3号-1と議案3号-2は交換の案件ですので一括して説明いたします。事務局説明をお願いします。

(議案第3号-1・2上程)

事務局 (議案第3号-1・2説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

14番 作業効率を良くするためお互いの農地を交換するとの事です。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 交換する農地の面積にかなり差がありますが？

事務局 当事者同士で合意済です。

10番 青地と白地の交換は可能ですか？

事務局 特に問題ありません。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-1・2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案第3号-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第3号-3上程)

事務局 (議案第3号-3説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

7番 以前はブドウ園として利用されておりましたが、現在は何も作付けされておりません。今後は残っている柵を撤去し、柿畑として利用していくとの事です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-3に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可とします。
- 議長 引き続き議案第3号-4を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案第3号-4上程)
(議案第3号-4説明・朗読)
- 事務局
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 9番 高齢の為耕作困難な農地を隣接地の所有者が取得し、一体的に管理していくとの事です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-4に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 全員賛成という事で許可とします。
- 議長 引き続き議案第3号-5を議題とします。事務局説明をお願いします。
(議案第3号-5上程)
(議案第3号-5説明・朗読)
- 事務局
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 申請地は現在山林と化しており、現地確認を行った際に3条申請と聞いて正直驚きました。1種農地という事で山林としての取得ができず、農地として取得しかできない農地です。農地としての利用はなかなか難しいような農地ですので、これ以上状態が悪くならないようにしていただけたらと思いました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 6番 先程の説明の通り、申請地には複数の大きな木が立っており、現況は山林のようになっております。申請者はここで農業としての収益を上げるつもりはないようで、土地を守っていききたい気持ちが強いようです。また、整地を進めていくにあたり懸念される二次災害については知人である土木会社に相談しながら進めていくようです。人の手が入れば今より荒れることはないと思いますので、頑張っていただきたいと思っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 局長 先程、分科会長も仰っていたように本来であれば転用申請をしていただく様な農地ですが、こちらの農地が第1種農地であることから現在の農地法では転用が原則認められません。ですので今回の申請は現状より良くなることを

期待して3条申請を受け付けております。

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

8番

市外の方がうきは市の農地を取得される際によくインターネットで探されているようですが、こちらの案件は不動産会社が間に入っているのでしょうか？

分科会長

知人からの紹介との事でした。不動産会社ではないようです。

13番

申請地は耳納山麓の受益地ですか？また、パイロット事業で開墾した農地ですか？

事務局

耳納山麓の受益地であります。パイロット事業で開墾した農地ではなく、既成園です。

12番

このような状況の農地を農地としてみてもよろしいのでしょうか？

事務局

申請地は1種農地に該当しますので、原則転用ができません。また、農業委員会が行っている非農地判断につきましても、今のところは1種農地や農振地等を行わず、2種農地3種農地を対象にしております。

局長

事務局としては申請者の営農計画に基づいて3条申請で受け付けております。確かに現状は農地として適切な状況ではありませんが、今後少しずつでも農地として適切に管理していただく事を期待して農業委員会としてもバックアップしていけたらと思っております。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第3号-5に賛成の方は挙手を求めます。

議長

賛成多数という事で許可とします。

議長

引き続き議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第4号1~6上程)

事務局

(議案第4号1~6説明・朗読)

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第4号に賛成の方は挙手を求めます。

議長

全員賛成という事でうきは市長へ回答します。

議長

引き続き議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第5号上程)

事務局

(議案第5号説明・朗読)

議長

それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第5号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長に回答します。

議長 続きまして議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定変更)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第6号上程)

事務局 (議案第6号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第6号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事でうきは市長に回答します。

議長 続きまして議案第7号 非農地判断(非農地証明願い)については議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第7号上程)

事務局 (議案第7号説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 申請地の現況は隣接する宅地の庭となっており、それ以外の方の利用は難しいような場所になっておりますのでやむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

6番 先ほどの説明の通りです。やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第7号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 続きまして議案第8号 非農地判断(荒廃農地の非農地判断)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第8号上程)

事務局 (議案第8号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第8号に賛成の方は挙手を求め

議長 ます。
議長 全員賛成という事で非農地と判断します。
議長 それでは報告に入ります。事務局説明をお願いします。
(報告1～5説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印